

(案)

11 原委第 91 号
平成 12 年 2 月 18 日

内閣総理大臣 殿

原子力委員会委員長

核燃料サイクル開発機構大洗工学センターの原子炉の設置変更
(高速実験炉原子炉施設の変更) について (答申)

平成 11 年 8 月 30 日付け 11 安 (原規) 第 62 号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 26 条第 4 項において準用する同法第 24 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号 (経理的基礎に係る部分に限る。) に規定する基準の適用については妥当なものと認める。